

# 香川県新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の概要

## 1 経緯

香川県新型インフルエンザ等対策行動計画については、政府の新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき作成することとされている。

平成 29 年 6 月の新型インフルエンザ等対策有識者会議において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、「重症患者への倍量・倍期間投与」は不要との考え方が示されたことを踏まえ、同年 9 月に政府行動計画の一部変更が行われた。

県では、政府行動計画の見直しを受け、県行動計画における備蓄についても政府と同様の見直しを行うこととし、11 月に「香川県感染症診査協議会」の意見を聴取（特段の意見なし）したうえで、今回、県行動計画の変更したものである。

## 2 変更内容

### (1) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更

県行動計画においては、「県民の 45%に相当する量を目標として」抗インフルエンザウイルス薬の備蓄をすることとしていたが、「県内全り患者（被害想定において県人口の 25%が患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として」備蓄することにする。

### (2) 語句の修正

政府行動計画の語句修正に伴い、該当箇所について県行動計画の語句を修正する。

## 3 変更の考え方

政府行動計画の変更の考え方は次のとおりであり、これに基づき、県の行動計画における備蓄の目標量の考え方を変更するものである。

変更前	変更後
国民の 45%に相当する量を目標	全り患者（被害想定において全人口の 25%が患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標
(積算の考え方)	(積算の考え方)
①患者の治療	①患者の治療
(ア) 全り患者(3,200 万人分) 人口 25%が新型インフルエンザウイルスにり患し、その全員が受診	(ア) 全り患者(3,200 万人分) 人口 25%が新型インフルエンザウイルスにり患し、その全員が受診
(イ) 重症患者への倍量・倍期間投与 (+750 万人分) 病態が重篤の場合、倍量・倍期間投与を行う可能性	不要
②予防投与(300 万人分) 発生早期に、感染拡大防止のため、医療従事者等に投与する可能性	②予防投与(300 万人分) 発生早期に、感染拡大防止のため、医療従事者等に投与する可能性
③季節性インフルエンザの同時流行 (1,270 万人分) 季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合	③季節性インフルエンザの同時流行 (1,270 万人分) 季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

